

○ 漁業生産組合模範定款例

〔最終改正…令和二年十一月三十日2水漁第1011号〕

目次

- 第一章 総則（第一条―第六条）
- 第二章 組合員（第七条―第十六条）
- 第三章 出資金及び積立金（第十七条―第二十三条）
- 第四章 役員（第二十四条―第三十四条の二）
- 第五章 総会（第三十五条―第四十五条）
- 第六章 業務の執行及び会計（第四十六条―第四十七条）
- 第七章 剰余金の処分及び損失の処理（第四十八条―第五十条）
- 第八章 決算（第五十一条）

第一章 総則

（目的）
第一条 この組合は、組合員の漁業生産を協同化することにより、その漁業生産性を向上させ、もって組合員の所得の増大を図ることを目的とする。

（事業）
第二条 この組合は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 ○○漁業
 - 二 前号の事業に附帯する事業
- （備考）複数の漁業を行う場合は、その漁業種類について、別に号を設けて記載すること。

（名称）
第三条 この組合は、○○漁業生産組合という。

（事務所）
第四条 この組合の事務所は、○県○郡○村に置く。
（備考）従たる事務所を置く組合にあつては、本条を次のように記載すること。

第四条 この組合は、主たる事務所を○県○郡○村に置き、従た

る事務所を○県○郡○村に置く。

（公告の方法）

第五条 この組合の公告は、水産業協同組合法（以下「法」という。）又は他の法律の規定により官報に掲載する方法によりしななければならないものとされている場合を除き、この組合の掲示場に掲示してこれをする。

2 この組合が、この組合の掲示場に掲示して公告をする場合には、次の各号に掲げる公告の区分に応じ、当該各号に定める日までの間、継続して公告をするものとする。

- 一 公告に定める期間内に異議を述べることができる旨の公告 当該期間を経過する日
- 二 前号に掲げる公告以外の公告 当該公告の開始後一月を経過する日

（備考）

① 第一項の公告については、掲示場に掲示する方法に加え、官報に掲載する方法、日刊新聞紙に掲載する方法又は電子公告による方法を定めることができる。

② 第一項の公告の方法として、電子公告による方法を定めた場合にあっては、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日刊新聞紙に掲載する方法のいずれかを定めることができる。この場合には、同項にただし書として「ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができないときは、官報に掲載してこれをする。」又は「ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができないときは、○○新聞に掲載してこれをする。」を加えること。

③ 第一項において、電子公告による方法を定めた場合には、第二項中「掲示場に掲示して公告をする場合」を「掲示場に掲示して公告をする場合又は電子公告により公告をする場合」とすること。

（組合員に対する通知又は催告）

第五条の二 この組合の組合員に対してする通知又は催告は、組合員

名簿に記載したその組合員の住所に、その組合員が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先をこの組合に通知したときは、その場所又は連絡先にあててこれをする。

2 前項の通知又は催告は、通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。

(備考) 組合員名簿を電磁的記録をもって作成する組合にあつては、第一項中「記載し」を「記載し、又は記録し」とすること。

(規約)

第六条 この定款に定めるもののほか、業務の執行、会計その他必要な事項は、総会の決議を経て規約で定める

第二章 組合員

(組合員の資格)

第七条 この組合の組合員たる資格を有する者は、○郡○村に住所を有する漁民とする。

(加入)

第八条 この組合の組合員になろうとする者は、氏名、住所、引き受けようとする出資口数及び組合の行う事業に常時従事するか否かを記載した加入申込書を組合に提出しなければならない。

2 この組合は、前項の加入申込書の提出があつたときは、総会でその加入の可否を決する。

3 この組合は、前項の加入申込書を受け、これを承諾しようとするときは、その旨を申込者に通知し出資の払込みをさせた後、組合員名簿に記載するものとする。

4 申込者は、前項の規定による出資の払込みをすることによって組合員となるものとする。

5 出資口数を増加しようとする組合員については、第一項及び第三項の規定を準用する。

(備考) 組合員名簿を電磁的記録をもって作成する組合にあつては、第三項中「記載する」を「記載し、又は記録する」とすること。

(持分の譲渡)

第九条 組合員は、この組合の承認を得なければ、その持分を譲り渡すことができない。

2 組合員でない者が持分を譲り受けようとするときは、前条第一項から第三項までの規定を準用する。ただし、同条第三項の出資の払込みは、不要とする。

(資格喪失の届出)

第十条 組合員がその資格を失つたときは、直ちにその旨を組合に届け出なければならない。

(相続による加入)

第十一条 組合員の相続人で、その組合員の死亡により持分の払戻請求権の全部を取得した者が、直ちに組合に加入の申込みをし、組合がこれを承諾したときは、その相続人は被相続人の持分を取得したものとみなす。

(加入の承諾及び持分譲渡の承認の停止)

第十二条 この組合は、前条の加入の場合を除き、総会招集の通知を発した日から総会の終了する日までの間は、加入の承諾及び持分譲渡の承認をしないものとする。

(脱退)

第十三条 組合員は、六十日前までに書面をもってこの組合に予告し、当該事業年度末において脱退することができる。

2 組合員は、次の事由によって脱退する。

- 一 組合員たる資格の喪失
- 二 死亡
- 三 除名
- 四 持分全部の譲渡

(除名)

第十四条 組合員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の決議によって除名することができる。この場合には、総会の日の一週間前までにその組合員に対してその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

一 この組合の事業に常時従事する者が、正当な理由なくして一月以上勤務を怠ったとき。

二 出資の払込み、その他この組合に対する義務の履行を怠ったとき。

三 この組合の事業を妨げる行為をしたとき。

四 法令、法令に基づいてする行政庁の処分又はこの組合の定款若しくは規約に違反し、その他組合の信用を著しく失わせるような行為をしたとき。

2 除名を決議したときは、その理由を明らかにした書面をもって、その旨を当該組合員に通知しなければならない。

(持分の払戻し)

第十五条 組合員が脱退した場合には、脱退した事業年度末において、第二十三条第一項第一号の規定により算出した持分を払い戻すものとする。ただし、除名によって脱退した場合には、同号の規定により算出した持分の半額を払い戻すものとする。

2 脱退した組合員が、この組合に対して払い込むべき債務を有するときは、組合は前項の規定により払い戻すべき額と相殺するものとする。

(出資口数の減少)

第十六条 組合員はやむを得ない理由があるときは、理事会の承認を得てその出資口数を減少することができる。

2 組合員がその出資口数を減少した場合には、前条第一項本文の規定を準用する。

(備考) 理事会を置かない組合にあつては、第一項中「理事会」を「理事の過半数」に改めること。

第三章 出資金及び積立金

(出資義務)

第十七条 組合員は、出資一口以上を持たなければならない。ただし、〇口を超えることができない。

(備考)

① 一 組合員の有することのできる出資口数の最高限度は、組合員

数、出資の総口数等を考慮して出資が少数の者に偏らないように定めること。

② 現物出資をする場合には、第二項として次のように記載すること。

2 この組合に現物出資をする組合員の氏名、出資の目的たる財産及びその価格並びにこれに対して与える出資口数は、別表のとおりとする。

(出資一口の金額及び払込方法)

第十八条 出資一口の金額は、金〇〇円とし、全額一時払込みとする。

2 組合員は、前項の規定による出資の払込みについて、相殺をもってこの組合に対抗することができない。

(備考) 出資一口の金額は、組合員の負担力等を考慮して実情に合うように定めること。

(過怠金)

第十九条 この組合は、組合員が出資の払込みをその期限までに履行しないときは、滞納金額につき、払込みの期日の翌日から年〇パーセントの割合で、過怠金を徴収することができる。

(備考)

① 職員に対し、給与を支給している組合にあつては、この条の次に次の一条を追加すること。

(職員退職給付引当金)

第十九条の二 この組合は、職員退職給付規程で定めるところにより、毎年職員退職給付引当金を引き当てるものとする。

2 職員退職給付規程は、理事会の決議によって定める。

② 職員退職給付引当金について職員退職給付規程以外の内部規則で定めている組合は、各組合の実態に即して記載すること。

③ 理事会を置かない組合にあつては、第二項中「理事会の決議」を「理事の過半数の決定」に改めること。

(遭難救助引当金)

第二十条 この組合は、遭難救助規程の定めるところにより、毎年遭難救助引当金を引き当てるものとする。

2 遭難救助規程は、総会の決議を経て定める。

(法定準備金)

第二十一条 この組合は、出資総額の二倍に相当する額に達するまでは、毎事業年度の剰余金（繰越欠損がある場合には、これを填補した残額。次条及び第四十八条において同じ。）の五分の一に相当する金額以上の金額を利益準備金として積み立てるものとする。

2 減資差益及び合併差益は、資本準備金として積み立てるものとする。ただし、合併差益のうち合併により消滅した組合の利益準備金その他当該組合が合併直前において留保していた利益の額については、資本準備金に繰り入れないことができる。

(特別積立金)

第二十二条 この組合は、毎事業年度の剰余金から任意積立金として特別積立金を積み立てることができる。

2 特別積立金は、損失の填補又はこの組合の事業の改善発達のための支出に充てるものとする。ただし、総会の決議により臨時の支出に充てることができる。

(持分の算定)

第二十三条 この組合の財産についての組合員の持分は、次の標準によりこれを定める。

一 払い込んだ出資の総額に相当する財産については、各組合員の払い込んだ出資額とする。ただし、その脱退した事業年度末時点の貸借対照表に計上された資産の総額から負債の総額を控除した額が出資の総額に満たないときは、当該出資額から当該満たない額を各組合員の出資額に応じて減算した額とする。

二 その他の財産については、この組合の解散の場合に限って算定するものとし、その算定の方法は、総会でこれを定める。

2 持分を算定するに当たり、計算の基礎となる金額で一円未満のものは、これを切り捨てるものとする。

第四章 役職員

(役員の数)

第二十四条 この組合に、役員として理事〇人及び監事〇人を置く。

(備考)

① 役員の定数については、理事一人以上の範囲内において、各組合の事業の実態に即して記載すること。

② 監事を置かない組合にあつては、「及び監事〇人」を削除すること。

(役員選挙)

第二十五条 役員は、組合員が総会においてこれを選挙する。

2 前項に規定するもののほか、役員選挙は、附属書役員選挙規程の定めるところによる。

(備考) 役員選挙につき、選任の方法を採用する組合にあつては、本条中「選挙」を「選任」に、「附属書役員選挙規程」を「附属書役員選任規程」に改めること。

(役員改選請求)

第二十五条の二 組合員は、組合員の三分の一以上の連署をもって、その代表者から役員改選を請求することができる。

2 前項の規定による請求は、理事の全員又は監事の全員について同時にしなければならない。ただし、法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款若しくは規約の違反を理由として請求する場合は、この限りでない。

3 第一項の規定による請求は、改選の理由を記載した書面を理事に提出してこれをしなければならぬ。

4 第一項の規定による請求があつたときは、理事は、これを総会の議に付さなければならない。

5 第三項の規定による書面の提出があつたときは、理事は、総会の日の七日前までに、その請求に係る役員にその書面又はその写しを送付し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

6 第一項の規定による請求につき第四項の総会において出席者の過半数の同意があつたときは、その請求に係る役員は、その時にその職を失う。

(備考) 監事を置かない組合にあつては、第二項中「又は監事の全員」を削除すること。

(組合長)

第二十六条 理事は、組合長一人を互選するものとする。

(備考) 理事の定数が一人の組合にあつては、本条を削除すること。

(代表権等)

第二十七条 組合長は、この組合を代表し、理事会の決定に従つて業務を処理する。

2 理事は、あらかじめ理事の互選によつて定めた順位に従い、組合長に事故があるときはその職務を代理し、組合長が欠員のときはその職務を行う。

(備考)

① 理事会を置かない組合にあつては、第一項中「、理事会の決定に従つて」を削除すること。

② 理事の定数が一人の組合にあつては、第一項中「組合長」を「理事」に改め、第二項を削除すること。

(監事の職務)

第二十八条 監事は、少なくとも毎事業年度二回組合の財産及び業務執行の状況を監査しなければならない。

2 監事は、事業報告等(法第八十四条の第三項の規定に基づき提出された事業報告等をいう。以下同じ。)を監査しなければならない。

3 監事は、前二項の監査の結果につき、総会及び理事会に報告し、意見を述べなければならない。

4 監査についての細則は、監事が定める。

(備考)

① 理事会を置かない組合にあつては、第三項中「理事会」を「理事」に改めること。

② 監事を置かない組合にあつては、本条を削除すること。

(理事会の決議事項)

第二十九条 この組合の組織及び事業の運営につき、この定款で別に定めるもののほか、次に掲げる事項は、理事会においてこれを決する。

一 総会の招集及び総会に付議すべき事項

二 役員の選出に関する事項

三 参事及び会計主任の任免に関する事項

四 固定資産の取得又は処分に関する事項

五 延滞債権の処理の方針に関する事項

六 行政庁による検査及び〇〇漁業協同組合連合会による監査の結果に関する事項

七 不服申立て若しくは訴訟の提起又は和解

八 前各号に掲げる事項のほか理事会において必要と認められた事項(備考)

① 理事会を置かない組合にあつては、見出し中「理事会の決議事項」を「理事の決定事項」に、「理事会においてこれを決する」を「理事の過半数でこれを決する」に、第八号中「理事会において」を「理事が」に改めること。

② 理事の定数が一人の組合にあつては、本条を削除すること。

(理事会の報告事項)

第二十九条の二 組合長は、次に掲げる事項を定期的に理事会に報告しなければならない。

一 組合員の加入及び脱退の状況

二 取扱高その他この組合の事業の実施状況

三 理事会の決定に係る事項の処理状況

四 前各号に掲げる事項のほか理事会において必要と認められた事項(備考)

① 理事会を置かない組合にあつては、見出し中「理事会」を「理事」に、第一項中「理事会」を「理事」とし、同項第三号を削除し、同項第四号中「理事会において」を「理事が」に改めること。

② 理事の定数が一人の組合にあつては、本条を削除すること。

(理事会の招集手続)

第三十条 理事会は、組合長が招集する。

2 各理事は、理事(組合長を除く。)の過半数の同意を得て、その会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を組合長に提出して理事会の招集を請求することができる。

3 前項の請求があつた場合において、五日以内その請求の日から二週間以内の日を会日とする理事会の招集の通知が発せられないときは、その請求を行った理事は理事会を招集することができる。

(参事及び会計主任)

第三十四条 この組合は、参事○人及び会計主任○人を置くことができる。

2 参事は、理事会の決定により、組合の事業に関する一切の業務を理事に代わって行う権限を有する。

3 会計主任は、この組合の財務及び会計に関する事務を処理し、財務及び会計に関する帳簿、証拠書類等の保管及び金銭の出納、保管の責めに任ずる。

(備考) 理事会を置かない組合にあつては、第二項中「理事会」を「理事の過半数」に改めること。

(定款その他の書類の備付け及び閲覧等)

第三十四条の二 理事は、定款及び規約を各事務所に、組合員名簿を主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 理事は、総会の議事録を十年間主たる事務所に、その謄本を五年間従たる事務所に備えて置かなければならない。

3 この組合の組合員及び債権者は、この組合の業務時間内は、いつでも、理事に対し前二項の書類の閲覧又は謄写若しくは謄抄本の交付(これらの書類が電磁的記録をもって作成されている場合を含む。)を求めることができる。この場合には、理事は、正当な理由がないのに拒んではならない。

4 この組合の組合員及び債権者は、第一項に規定する書類(組合員名簿を除く。)の謄抄本の交付を請求するときは、この組合が別に定める費用を支払うものとする。

(備考) 法第八十六条第二項において準用する法第三十三条の二第四項及び第五十条の四第三項に規定する従たる事務所においても閲覧等の請求に応じることができるための措置をとっている場合には、第一項中「を各事務所に、」を「並びに」とし、第二項中「、その謄本を五年間従たる事務所に」を削ることができる。

第五章 総会

(総会の招集)

第三十五条 理事は、毎事業年度一回〇月に通常総会を招集する。

2 理事は、次の場合に臨時総会を招集する。

一 理事会が必要と認めたととき。
二 組合員がその五分の一以上の同意を得て、会議の目的とする事項及び招集の理由を記載した書面を理事に提出して招集を請求したとき。
三 組合員が、第二十五条の二第一項の規定により役員の変更を請求したとき。

3 前項第二号又は第三号の場合は、理事は、その請求のあった日から二十日以内に臨時総会を招集すべきことを決しなければならぬ。

4 監事は、理事の職務を行う者が不在とき、又は第二項第二号若しくは第三号の請求があつた場合において理事が正当な理由がないのに総会招集の手続をしないときは、総会を招集しなければならない。
(備考)

① 理事会を置かない組合にあつては、第二項第一号中「理事会」を「理事」に改めること。

② 監事を置かない組合にあつては、第四項を削除すること。

(総会の招集手続)

第三十五条の二 総会を招集するには、理事は、その総会の日の一週間前までに、その会議の目的である事項を示し、組合員に対して書面をもってその通知を発しなければならない。

2 総会招集の通知に際しては、組合員に対し、組合員が議決権を行使するための書面を交付しなければならない。

(総会の決議事項)

第三十六条 法令又はこの定款で別に定めるもののほか、次の事項は、総会の決議を経なければならない。

一 定款の変更

二 規約の設定、変更及び廃止

三 毎事業年度の事業計画の設定及び変更

四 役員報酬

五 毎事業年度の事業報告等

六 事業の全部の譲渡

七 漁業協同組合、漁業協同組合連合会その他の団体の設立の発起人となり、それらの団体へ加入し、又はそれらの団体から脱退すること。

八 この組合の事業を行うため必要がある場合において、会社の株式を取得し、又は団体（漁業協同組合、漁業協同組合連合会、全国共済水産業協同組合連合会、農林中央金庫及び漁業信用基金協会を除く。）に対して出資若しくは出えんをすること。

九 法第八十六条第二項において準用する法第三十九条の六第四項の規定による責任の減免

（総会の定足数）

第三十七条 総会は、組合員の二分の一以上が出席しなければ議事を開いて決議することができない。この場合において、第四十二条の規定により、書面又は代理人をもって議決権を行う者は、これを出席者とみなす。

2 前項に規定する組合員の出席がないときは、理事は二十日以内に更に総会を招集しなければならない。この場合には、前項の規定にかかわらず、第二十五条の二第一項の規定による役員改選の請求及び第四十条に規定する事項以外の事項については、組合員の四分の一以上の出席をもって議事を開いて決議することができる。

（備考）役員改選につき、選任の方法を採用する組合にあつては、第二項中「及び第四十条に規定する事項」を、「第四十条に規定する事項及び役員改選」に改めること。

（緊急議案）

第三十八条 総会では、第三十五条の二の規定によりあらかじめ通知した事項に限って決議するものとする。ただし、第二十五条の二第一項の規定による役員改選の請求及び第四十条に規定する事項を除き、緊急を要する事項についてはこの限りでない。

（備考）役員改選につき、選任の方法を採用する組合にあつては、「及び第四十条に規定する事項」を、「第四十条に規定する事項及び役員改選」に改めること。

（総会の決議方法及び議長）

第三十九条 総会の議事は、出席した組合員の議決権の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 議長は、総会において、出席した組合員の中から組合員がその都度選任する。

3 議長は、組合員として総会の議決に加わる権利を有しない。

（総会の特別決議事項）

第四十条 次の事項は、組合員の二分の一以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による決議を必要とする。

一 定款の変更

二 組合の解散又は合併

三 組合員の除名

四 組合への加入（持分の相続又は譲受けによる加入を含む。）の承諾

五 事業の全部の譲渡

六 法第八十六条第二項において準用する法第三十九条の六第四項の規定による責任の減免

（総会の続行又は延期）

第四十一条 総会は、その決議によりこれを続行し、又は延期することができる。

2 前項の規定により続行され又は延期された総会には、第三十五条の二の規定は適用しない。

（書面又は代理人による決議）

第四十二条 組合員は、第三十五条の二の規定によりあらかじめ通知のあつた事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行うことができる。

2 前項の規定により書面をもって議決権を行おうとする組合員は、あらかじめ通知のあつた事項ごとに賛否を記入した上で、署名し、又は記名押印した書面を、総会の日時の直前のこの組合の業務時間の終了時（理事会が当該書面の提出期限を別に定めたときは、その日時）までにこの組合に提出しなければならない。

3 第一項に規定する代理人は、その組合員と同じ世帯に属する成年者、その組合員の使用人又は他の組合員でなければならない。

4 代理人が代理しうる組合員の数は、四人までとする。

5 代理人は、代理権を証する書面をこの組合に提出しなければならない。

（備考）

① 電磁的方法により議決権を行う組合にあつては、本条に次の一項を加えること。

6 組合員は、第一項の規定により書面をもって議決権を行うことに代えて、電磁的方法により議決権を行うことができる。

② 第二項に規定する書面の提出期限については、組合の実情に応じ、総会の開会までとすることができる。

(書面による議決権行使の無効)

第四十三条 前条第一項の規定により書面をもって議決権を行う場合、当該書面が同条第二項に規定する書面の提出期限までにこの組合に到達しないときは無効とする。

(議決権の制限)

第四十四条 総会においてこの組合と組合員との関係について決議を行う場合には、その組合員は、その決議について議決権を有しない。

(総会の議事録)

第四十五条 総会の議事については議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名又は記名押印するものとする。

2 前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 総会の招集年月日、開催の日時及び場所

二 組合員数及びその出席者数

三 総会の議事の経過の要領

四 総会の議案別の決議の結果

五 総会に出席した理事及び監事の氏名

六 総会の議長の氏名

七 議事録を作成した理事の氏名

(備考)

① 総会の議事録を電磁的記録をもって作成する組合にあつては、第一項中「又は」を「若しくは」と、「記名押印」を「記名押印し、又は電子署名を」とし、第二項中「記載」を「記載し、又は記録」とすること。

② 監事を置かない組合にあつては、第二項第五号中「及び監事」を削除すること。

第六章 業務の執行及び会計

(事業年度)

第四十六条 この組合の事業年度は、毎年〇月〇日から翌年〇月〇日までとする。

(備考) 組合の事業に従事する組合員に給与を支給する組合にあつては、本条の次に次の一条を加えること。

(組合員の給与)

第四十六条の二 この組合の事業に従事する組合員には、相当の給与を支給するものとする。

2 前項の規定により支給する給与は、総会の決議を経た給与規程に基づいて、理事が決定する。

(余裕金の運用)

第四十七条 この組合の余裕金は、次の方法によるほか、余裕金を他の目的に運用することができない。

一 信用事業を行う漁業協同組合、信用漁業協同組合連合会、農林中央金庫又は銀行への預け金

二 国債証券、地方債証券、政府保証債券又は農林中央金庫及びその他の金融機関の発行する債券の取得

三 特別の法律により設立された法人の発行する債券(前号に規定する債券に該当するものを除く。)の取得

四 信託会社又は信託業務を行う金融機関への金銭信託

五 貸付信託の受益証券の取得

2 前項第一号の規定による信用事業を行う漁業協同組合、信用漁業協同組合連合会及び農林中央金庫への預け金の合計額は、余裕金総額の三分の二を下回ってはならない。

3 第一項第一号の規定により余裕金を預け入れる銀行、同項第二号の規定により余裕金をもって取得する農林中央金庫が発行する債券以外の金融債券並びに同項第三号から第五号に掲げる債券、金銭信託及び受益証券の種類については、総会の決議を経て定めなければならない。

(備考) 余裕金の運用先に信用金庫、信用協同組合又は農業協同組合を指定する組合にあつては、第一項第一号中「若しくは銀行」を「

、銀行、信用金庫、信用協同組合若しくは農業協同組合」とし、第三項中「銀行」の次に「、信用金庫、信用協同組合又は農業協同組合」を加えること。

第七章 剰余金の処分及び損失の処理

(剰余金の処分)

第四十八条 毎事業年度の剰余金から第二十一条の規定により準備金に積み立てる金額を差し引き、なお残余があるときは、その残余は第二十二条の規定による任意積立金若しくは組合員に対する配当金に充て、又は繰り越すものとする。

(剰余金の配当)

- 第四十九条 剰余金の配当は、組合員の払い込んだ出資額に応じて配当と、組合事業に従事した程度に応じてする配当の二種類とする。
- 2 払い込んだ出資額に応じてする配当は、事業年度の終わりにおける組合員の払込出資額に応じてこれを率とするものとし、その率は年十パーセント以内とする。
 - 3 事業に従事した程度に応じてする配当は、その事業年度内において組合員がこの組合の営む事業に従事した日数、その労務の内容、責任の程度等に応じてこれを率とする。
 - 4 第二項の配当は、その事業年度の剰余金処分案の決議をする総会の日において組合員である者について計算するものとする。
 - 5 第二十三条第二項の規定は、配当金の計算にこれを準用する。

(備考)

① 出資配当を優先的に行おうとする組合にあつては、第一項を次のように記載すること。
剰余金の配当は、組合員の払い込んだ出資額に応じてこれをし、なお残余があるときは、組合事業に従事した程度に応じてこれを率とする。

② 事業の従事分量配当を優先的に行おうとする組合にあつては、第一項を次のように記載すること。

剰余金の配当は、組合事業に従事した程度に応じてこれをし、なお残余があるときは、組合員の払い込んだ出資額に応じてこれを率とする。

(欠損の処理)

第五十条 損失の填補は、任意積立金、利益準備金及び資本準備金の順に充てるものとする。

(事業報告等の提出、備付け及び閲覧等)

- 第五十一条 理事は、事業年度ごとに、事業報告等を作成しなければならない。
- 2 理事は、通常総会の日から一週間前までに、事業報告等を主たる事務所に備えて置かなければならない。
 - 3 理事は、通常総会の日の一週間前までに、事業報告等を監事に提出しなければならない。
 - 4 理事は、事業報告等を通常総会に提出しなければならない。
 - 5 この組合の組合員及び債権者は、この組合の業務時間内は、いつでも、理事に対し事業報告等の閲覧又は謄写若しくは謄抄本の交付（これらの書類が電磁的記録をもって作成されている場合を含む。）を求めることができる。この場合には、理事は、正当な理由がないのに拒んではならない。
 - 6 この組合の組合員及び債権者は、事業報告等の謄抄本の交付を請求するときは、この組合の定めた費用を支払うものとする。
- (備考)
- ① 事業報告等を電磁的記録をもって作成する組合にあつては、第三項及び第四項中「提出し」を「提出し、又は提供し」とすること。
 - ② 監事を置かない組合にあつては、第三項を削除すること。

附則

- 1 設立当時の役員任期は、平成〇〇年〇月〇日までとする。
- 2 最初の事業年度は、この組合の成立の日から平成〇〇年〇月〇日までとする。

別表

氏名	出資の目的	その価格	これに対して与
氏名	出資の目的	その価格	これに対して与

	たる財産
	える出資口数